

経営事項審査における確認資料の運用変更について

将来の電子化申請を見据え、申請書類の簡素化等の観点から下記のとおり、取扱いを変更いたします。

工事経歴書記載の工事の詳細を確認するため、各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から各5件の工事請負契約書、注文書及び請書、請求書及び入金記録（通帳等）の写しの提出をお願いしていますが、

令和3年2月15日（月）以降の申請受付分から、提出いただく書類の件数を現行の5件から3件に変更いたします。

＜工事請負契約書、注文書及び請書、請求書及び入金記録（通帳等）の写しの提出件数＞

令和3年2月12日まで 申請受付分	令和3年2月15日以降 申請受付分
工事経歴書記載の工事のうち各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から各5件	工事経歴書記載の工事のうち各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から <u>各3件</u>

＜お問い合わせ先＞

奈良県 県土マネジメント部 建設業・契約管理課 建設業指導係

TEL：0742-27-5429（直通）